

国不働第 47 号
国不参第 31 号
国住心第 81 号
国住参マ第 100 号

令和 5 年 8 月 3 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設産業局不動産課長
国土交通省不動産・建設産業局参事官
国土交通省住宅局安心居住推進課長
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について（協力依頼）

日頃より国土交通行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、別添 1 及び 2 のとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号。以下「同法」という。）に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和 5 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号。以下、改正基本方針）が施行されました。

同法に基づく基本方針（平成 20 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）策定に伴い、貴団体宛てに、別添 3 のとおり要請（平成 20 年 9 月 4 日国総動第 43 号。以下、平成 20 年要請）を発出しており、平成 30 年にも同法に基づく基本方針（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号。以下、旧基本方針）策定に伴い、別添 4 のとおりご連絡していたところです。

本改正により、平成 20 年要請に係る旧基本方針第 3 の 2（2）②が改正されたことを踏まえ、本通知をもって、平成 20 年要請を廃止することといたします。

また、改正基本方針第 3 の 2（2）②を踏まえ、貴団体におかれましては、ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、国、地方公共団体及び居住支援法人等の民間団体等の関係機関との連携にご協力いただきたく、貴団体加盟の宅地建物取引業者に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上